

保護者のみなさまへ

(呉市立の小学校・中学校用)

呉市教育委員会

—平成30年度— 就学援助について(お知らせ)

呉市では、就学のために経済的な援助を必要とする児童又は生徒の保護者の方に、学用品費や給食費などについて、次のとおり援助を行っています。

1 援助を受けられる方

呉市内に住所があり、呉市立の小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者で次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由		証明書類
1	生活保護が停止又は廃止になった場合	(必要ありません。)
2	ア 市民税(世帯全員)が非課税の場合	平成29年度の市・県民税所得・課税証明書 ※ただし、平成30年6月以降に、平成30年度の市・県民税所得・課税証明書の提出が、必要となります。 (平成30年6月以降の申請の場合は平成30年度の市・県民税所得・課税証明書) ※必ず『所得・課税証明書』を添付する。(所得証明書や課税証明書は、不可) ※高校生以下及び所得のない大学生を除く。 世帯全員の証明書が必要です。
	イ 市民税(世帯全員)が所得割非課税(均等割のみ課税されている)の場合	
	ウ 市民税が減免された場合	市民税・県民税更正(賦課決定)通知書
	エ 個人事業税が減免された場合	個人事業税減免決定通知書
	オ 固定資産税が減免された場合 (新築による減額とは違います。)	固定資産税・都市計画税賦課決定通知書
3	ア 国民年金の保険料が免除された場合(全額免除のみ対象)	国民年金保険料免除申請承認通知書
	イ 国民健康保険料が減免された場合	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書
	ウ 国民健康保険料が徴収猶予された場合	国民健康保険料徴収猶予承認通知書
4	児童扶養手当の支給を受けている場合 (児童手当・特別児童扶養手当とは違います。)	児童扶養手当証書
5	生活福祉資金の貸付を受けている場合	生活福祉資金貸付決定通知書
6	公共職業安定所に登録され、日々雇用されている、又は30日以内の期間を定めて雇用されている場合	教育委員会が別に指示する書類 (詳しくは、学校又は教育委員会学校教育課にお尋ねください。)
7	世帯に、次のような突発的なことが起こり、収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合 ア 保護者が死亡、発病又は失業した。 イ 疾病者がでて、経費がかかるようになった。 ウ 災害にあった。	

※ 生活保護を受けておられる方は、必ず申請してください。

※ 上記以外の理由で経済的に困りの方は、学校又は教育委員会に御相談ください。

(注) ・世帯状況によっては、収入を証明する書類等を別に提出していただく場合があります。

・証明書類は返却しませんので、必要な方は写しをとっておいてください。

・雇用保険の失業給付を受給中の方は、学校又は教育委員会学校教育課に御相談ください。

(裏面もお読みください。)

2 申請の方法（すでに就学援助を受けておられる方も毎年度申請してください。）

(1) 申請書の提出

就学援助を希望される方は、「就学奨励費受給申請書」に必要事項を記入し、申請理由にあてはまる証明書類（写しでもよい。）及び印鑑を持参のうえ、直接学校に提出してください。

なお、「就学奨励費受給申請書」は、学校又は教育委員会学校教育課にあります。

(2) 提出期限

在学中の場合（中学校3年生は除きます。）は、平成30年2月20日（火）までに申請してください。

小学校に入学する場合は、平成30年4月10日（火）までに申請してください。

※ 申請は、提出期限後も随時受け付けています。ただし、原則として、申請書を提出し、認定された月以降にかかる援助のみの支給となります。

※ 平成30年度最終申請の提出期限は、平成31年1月31日（木）までとなります。

3 援助の内容

※金額は、平成29年度の年額の例です。内容、金額については変わることがあります。

区分		学用品費等	新入学学用品費	校外活動費	通学費	修学旅行費	学校病医療費	学校給食費 <small>(デリバリー給食を含む)</small>
小学生	1年	12,990円	40,600円	実費 (限度額有)	実費	実費 (限度額有)	実費	実費
	2～6年	15,220円						
中学生	1年	24,590円	47,400円	実費 (限度額有)	実費	実費 (限度額有)	実費	実費
	2・3年	26,820円						

*学用品費等は、各学期に分けて支給します(学期途中から認定された方は、月割で支給します。ただし、他市区町村で同様の援助を受けていた方には、重複する支給を行いません。)

*学期途中で市外に転出したり、申請理由に該当しなくなった場合は、援助費の一部又は全額を返納していただくことがあります。

*新入学学用品費は、4月に認定された新1年生に限り支給します。(4月末日まで申請・認定が必要です。)

*通学費は、学校長が通学の安全性等の理由によりバス又は電車での通学を許可している方に支給します。

*学校病医療費の支給対象となる病気は、トラコーマ・結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎・アデノイド、う歯又は寄生虫病に限られます。

*学校病医療費については、原則として健康保険証を使用した場合の自己負担額（総医療費の3割）についての支給になります。

*学校給食費は、デリバリー給食も支給対象になります。(実費額を援助するため、保護者の負担はありません。)

*生活保護を受けておられる方は、学校病医療費、修学旅行費のみが支給対象となります。

★なお、呉市立以外の小学校又は中学校に在学している児童及び生徒の方は、上記の援助の内容が異なりますので、直接教育委員会までお問い合わせください。

わからないことがありましたら、児童・生徒の通っておられる学校又は教育委員会学校教育課（呉市中央4丁目1番6号 呉市役所 8階 ☎0823-25-3453）に御相談ください。